



県章

山形県公報

平成26年5月16日（金）

第2545号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○指定居宅介護支援事業者の指定	（庄内総合支庁地域保健福祉課）	…559
○生活保護法による指定医療機関の指定	（地域福祉推進課）	…560
○生活保護法による指定介護機関の指定	（同）	…同
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	（同）	…561
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院の認定	（障がい福祉課）	…563
○応急入院指定病院の指定	（同）	…同
○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院の指定	（同）	…同
○土地改良区の役員の退任の届出	（村山総合支庁農村計画課）	…564
○土地改良区の役員の就任の届出	（同）	…565
○土地改良区の定款変更の認可	（同）	…同
○同	（同）	…566
○同	（同）	…同
○同	（同）	…同
○同	（最上総合支庁農村計画課）	…同
○土地改良事業の工事の完了に係る届出	（庄内総合支庁農村計画課）	…567
○道路の区域の変更	（置賜総合支庁西置賜建設総務課）	…同
○県道の供用の開始	（同）	…同
○基本測量の実施の通知	（県土利用政策課）	…568
○市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	…同
○同	（同）	…同
○開発行為に関する工事の完了	（庄内総合支庁建築課）	…同

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請	（置賜総合支庁地域振興課）	…569
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告	（市町村課）	…同
○平成26年度狩猟免許試験の実施	（みどり自然課）	…同
○平成26年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施	（同）	…570
○平成27年度山形県立農業大学校入校者の募集	（農政企画課）	…571
○一般競争入札の公告	（建設企画課）	…572
○同	（会計局）	…573
○平成27年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施	（教育委員会）	…575

告 示

山形県告示第482号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成26年5月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
庄内医療生活協同組合	協立ケアプランセンターさずな 鶴岡市日枝字海老島159番 1 号	居 宅 介 護 支 援	平成26. 4. 25

山形県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指定年月日
さくら薬局 鶴岡美咲店	鶴岡市美咲町25番36号	平成26. 4. 1

山形県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施 する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーサービスかたばみの家	訪 問 介 護 介護予防訪問介護	酒田市北千日堂前松境16番	平成26. 4. 1
J A庄内みどり福祉センター	訪 問 介 護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 居 宅 介 護 支 援	酒田市熊手島字道の下熊興屋30番地	同
さくら薬局鶴岡美咲店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市美咲町25番36号	同
リハビリステーション源氣	通 所 介 護 介護予防通所介護	山形市花楸一丁目21番15号	同
老人デイサービスセンターはちもり	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	鶴岡市三瀬字菖蒲田64番 2	同

グループホームはちもり	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	鶴岡市三瀬字菖蒲田64番 2	同
ユニット型特別養護老人ホームかみじ荘	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	鶴岡市羽黒町手向字薬師沢198番地の 3	同
宅老所南さがえ	通 所 介 護	寒河江市大字島30番地の 1	同 4. 2
ケアプランセンターみずほ	居 宅 介 護 支 援	酒田市亀ヶ崎五丁目 7 番10号	同 4. 4

山形県告示第485号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
みゆきヘルパーステーション南館
山形市南館四丁目 1 番45号
(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会みゆきヘルパーステーション南館	みゆきヘルパーステーション南館	平成26. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
通所リハビリテーション南館
山形市南館四丁目 1 番45号
(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会通所リハビリテーション南館	通所リハビリテーション南館	平成26. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
通所リハビリテーションすてっぷ
山形市南館四丁目 1 番45号
(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会通所リハビリテーションすてっぷ	通所リハビリテーションすてっぷ	平成26. 4. 1

4 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

短期入所生活介護みなみ
山形市南館四丁目 1 番45号

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会短期入所生活介護みなみ	短期入所生活介護みなみ	平成26. 4. 1

5 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

指定通所リハビリテーション事業所まんてん
西村山郡河北町大字溝延字本丸 8 番地 1

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会指定通所リハビリテーション事業所まんてん	指定通所リハビリテーション事業所まんてん	平成26. 4. 1

6 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

介護老人保健施設紅寿の里
西村山郡河北町大字溝延字本丸 8 番地 1

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会介護老人保健施設紅寿の里	介護老人保健施設紅寿の里	平成26. 4. 1

7 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

認知症対応型通所介護なでしこ
西村山郡河北町大字溝延字本丸 8 番地 1

(2) 届出の内容

指定介護機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人社団みゆき会認知症対応型通所介護なでしこ	認知症対応型通所介護なでしこ	平成26. 4. 1

山形県告示第486号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定により、任意入院者等の診察を特定医師に行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
社会医療法人二本松会 山 形 さ く ら 町 病 院	山形市桜町 2 番75号	平成26年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
医療法人篠田好生会 千 歳 篠 田 病 院	同 長町二丁目10番56号	同
社会医療法人公徳会 若 宮 病 院	同 吉原二丁目15番 3 号	同
社会医療法人公徳会 佐 藤 病 院	南陽市柵塚948番地の 1	同
山 形 県 立 鶴 岡 病 院	鶴岡市高坂字堰下28番地	同

山形県告示第487号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 7 第 1 項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 上 山 病 院	上山市金谷字下河原1370番地	平成26年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
医療法人社団斗南会 秋 野 病 院	天童市大字久野本362番地の 1	同
医療法人社団清明会 新 庄 明 和 病 院	新庄市大字福田806番地	同

山形県告示第488号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の 7 第 1 項の規定により、同条第 2 項後段の規定による措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	指 定 期 間
社会医療法人二本松会 山 形 さ く ら 町 病 院	山形市桜町 2 番75号	平成26年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで
医療法人篠田好生会 千 歳 篠 田 病 院	同 長町二丁目10番56号	同
社会医療法人公徳会 若 宮 病 院	同 吉原二丁目15番 3 号	同
社会医療法人公徳会 佐 藤 病 院	南陽市柵塚948番地の 1	同
山 形 県 立 鶴 岡 病 院	鶴岡市高坂字堰下28番地	同

山形県告示第489号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 龍 一	寒河江市仲谷地二丁目15番地の 8 号
同	原 田 満 男	西村山郡河北町西里508番地
同	柏 倉 吉 美	寒河江市大字柴橋2045番地
同	菊 地 順 悦	同 字タカへ135番地
同	椎 名 啓 一 郎	同 本楯一丁目79番地の 1 号
同	奥 津 善 治	西村山郡河北町大字溝延78番地
同	吉 田 正 幸	同 谷地甲250番地
同	齋 藤 仁	同 辛1161番地
同	今 井 伝 吉	寒河江市大字高屋218番地
同	落 合 惣 兵 衛	同 白岩1952番地
同	三 瓶 義 雄	同 箕輪261番地
同	佐 藤 勝 良	西村山郡河北町大字吉田609番地
同	國 井 敏 夫	寒河江市大字八楸1611番地
監 事	芳 賀 博	同 西根2067番地

同	黒 田 志 美 夫	西村山郡河北町谷地辛63番地
同	日 下 部 憲 昭	山形市富の中二丁目 8 番15号

山形県告示第490号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、寒河江川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理 事 及 び 監 事 の 別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 龍 一	寒河江市仲谷地二丁目15番地の 8 号
同	吉 田 正 幸	西村山郡河北町谷地甲250番地
同	菊 地 順 悦	寒河江市字タカへ135番地
同	柏 倉 吉 美	同 大字柴橋2045番地
同	國 井 敏 夫	同 八畝1611番地
同	椎 名 啓 一 郎	同 本楯一丁目79番地の 1 号
同	落 合 惣 兵 衛	同 大字白岩1952番地
同	三 瓶 義 雄	同 箕輪261番地
同	井 上 忠 喜	西村山郡河北町大字溝延553番地の 3
同	大 場 敏	同 岩木866番地の 2
同	奥 山 喜 男	同 字畑中149番地の 1
監 事	日 下 部 憲 昭	山形市富の中二丁目 8 番15号
同	芳 賀 博	寒河江市大字西根2067番地
同	黒 田 志 美 夫	西村山郡河北町谷地辛63番地

山形県告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
鶴子六沢土地改良区

- 2 事務所の所在地
尾花沢市大字六沢285番地
- 3 認可年月日
平成26年 5 月 7 日
-

山形県告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上川中流土地改良区
- 2 事務所の所在地
山形市飯沢62番地の 2
- 3 認可年月日
平成26年 5 月 7 日
-

山形県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
山口・田麦野土地改良区
- 2 事務所の所在地
天童市大字山口5031番地の 4
- 3 認可年月日
平成26年 5 月 7 日
-

山形県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
村山北部土地改良区
- 2 事務所の所在地
尾花沢市大字尾花沢字南原1601番 3
- 3 認可年月日
平成26年 5 月 8 日
-

山形県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
最上町土地改良区
- 2 事務所の所在地
最上郡最上町大字向町581

- 3 認可年月日
平成26年 5 月 2 日

山形県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

届出者の名称	地 区 名	事 業 の 名 称	工 事 完 了 年 月 日
庄内赤川土地改良区	押 切 新 田	農山漁村活性化対策整備に関する事業 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	平成25年11月29日
庄内赤川土地改良区	猪 子	農山漁村活性化対策整備に関する事業 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	平成25年12月20日
庄内赤川土地改良区	大 山 三 字	農山漁村活性化対策整備に関する事業 (旧農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)	平成26年 3 月17日

山形県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年 5 月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
2 路 線 名 萩生九野本線
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡飯豊町大字萩生字泉岡620番17から 同 田中529番18まで	旧	15.0 メートル } 12.0	84 メートル
同 上	新	15.0 メートル } 12.0	同 上

山形県告示第498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成26年 5 月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 萩生九野本線
2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字萩生字泉岡620番17から
同 田中529番18まで
3 供用開始の期日 平成26年 5 月16日

山形県告示第499号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域
山形県内全域
 - 2 基本測量を実施する期間
平成26年 6 月1日から平成27年 3 月31日まで
 - 3 作業の種類
基本測量「国土広域情報」修正測量
-

山形県告示第500号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画下水道
 - (2) 名 称 鶴岡公共下水道
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定に基づき鶴岡市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 鶴岡都市計画臨港地区
 - (2) 名 称 鼠ヶ関臨港地区
 - 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課
-

山形県告示第502号

次の開発行為は、完了した。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成25年 3 月 5 日 指令庄総建第60号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東田川郡庄内町余目字大塚62番 1、62番 2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鶴岡市伊勢原町25番 2 号
十和建设株式会社 代表取締役 金内 忠

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年 4 月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人レインボープラン市民農場
 - (2) 代表者の氏名
竹田 義一
 - (3) 主たる事務所の所在地
長井市館町南15番45－6号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、長井市において、レインボープランが提唱する「地域循環」、「ともに」及び「土は命のみなもと」の三つの理念を基本として、市民参画による地域営農を推進し、環境保全型農業による安全安心な農作物を市民に供給するとともに、併せて、農場を食農教育や生きがい支援、癒しのための体験の場などとして活用し、環境に配慮した住み良い個性的なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年 3 月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 39,480,955円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の期日及び場所

期 日	場 所
平成26年 8 月22日（金）	村山総合支庁（本庁舎）

平成26年 9 月 7 日（日）

庄内総合支庁（本庁舎）

2 時 間

午前 9 時から午後 5 時まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、平成26年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において20歳未満の者を除く。

4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前 6 箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの 1 枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

(2) 提出先

環境エネルギー部みどり自然課

(3) 提出期間

イ 8 月 22 日に実施する試験を受験する場合 7 月 22 日（火）から 8 月 8 日（金）まで

ロ 9 月 7 日に実施する試験を受験する場合 8 月 4 日（月）から 8 月 22 日（金）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第 2 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 適性試験及び講習の期日及び場所

期 日	場 所	受験者の居住地
平成26年 7 月 2 日（水）	庄内総合支庁（本庁舎）	庄内総合支庁管内の市町
平成26年 7 月 9 日（水）	最上総合支庁（本庁舎）	最上総合支庁管内の市町村
平成26年 7 月 18 日（金）	置賜総合支庁（本庁舎）	置賜総合支庁管内の市町
平成26年 7 月 30 日（水）	村山総合支庁（本庁舎）	村山総合支庁管内の市町
平成26年 9 月 12 日（金）	村山総合支庁（本庁舎）	県内の全市町村

2 受験資格

県内に住所を有し、有効期限が平成26年 9 月 14 日の狩猟免許を所持する者

3 受験手続

狩猟免許更新申請書に次の書類（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては、当該許可証の写し及び第2号に掲げる書類）を添えて、試験等の日の10日前までに居住地を所管する総合支庁に提出すること。

(1) 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

(2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの1枚とし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

4 その他

詳細については、各総合支庁保健福祉環境部環境課に問い合わせること。

平成27年度山形県立農業大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集人員

50名

2 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成27年 3 月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者

3 応募手続

入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農業大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。

(1) 推薦入校 平成26年10月16日（木）から同月23日（木）まで

(2) 一般入校（前期） 平成26年11月17日（月）から同月25日（火）まで

（後期） 平成27年 3 月 2 日（月）から同月 9 日（月）まで

4 選考試験

(1) 推薦入校

イ 期 日 平成26年11月 7 日（金）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成26年12月 5 日（金）

後期：平成27年 3 月16日（月）

ロ 場 所 山形県立農業大学校

ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎、農業科学基礎及び環境科学基礎の4科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

(1) 山形県立農業大学校への入校については、1 から 4 までに掲げる事項のほか、平成27年度山形県立農業大学校学生募集要項に定めるところによる。

(2) 詳細については、山形県立農業大学校（電話0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話023(630)2422）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年 5 月 16 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成26年 6 月 26 日（木） 午後2時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県建設事業情報総合管理システム稼働基盤に係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年10月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される平成26年11月1日から平成31年10月31日までの期間に相当する料金の総価のうち5箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

- (1) から (6) までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(7) から (10) までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (7) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (8) 共同企業体の構成員のうち1人以上が(5)の要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号 023(630)2685

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3 月県規則第 9 号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3 の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3 の(8)及び(9)に係る事項を証明する書類）及び2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）（以下これらを「申請書等」という。）を平成26年 6 月 6 日（金）午後 4 時までに山形県県土整備部建設企画課システム開発担当に提出すること。

この場合において、申請書等を提出した者は、入札日の前日までに申請書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required: Lease of hardware and software and datacenter for the operational foundation of the Yamagata Prefecture Construction Works Information Management System: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. June 26, 2014

(3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Land Development Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2685

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、ロータリ除雪車、除雪ドーザ、小形除雪車及び凍結防止剤散布車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年 3 月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年 5 月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁入札室（2階）

(2) 日 時 平成26年 6 月26日（木） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

イ ロータリ除雪車（最大除雪幅2.6メートル） 3 台

ロ ロータリ除雪車（最大除雪幅2.2メートル） 3 台

- ハ 除雪ドーザ13トン級 7 台
- ニ 除雪ドーザ11トン級 2 台
- ホ 小形除雪車1.3メートル級 2 台
- ヘ 小形除雪車1.0メートル級 5 台
- ト 凍結防止剤散布車 2 台

(2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成26年11月28日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)のイからトまでごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年4月16日付け県公報号外）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2720

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイからトまでごとに山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年6月6日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Rotary Snow Remover (Plow Length: 2.6meters) Quantity: 3

②Rotary Snow Remover (Plow Length: 2.2meters) Quantity: 3

③13ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 7

④11ton Snow Removal Wheel Loader Quantity: 2

⑤1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 2

⑥1.0meters Compact Snow Remover Quantity: 5

⑦Truck Mounted Material Spreader Quantity: 2

- (2) Time limit for tender: 10:00 A.M. June 26, 2014

- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2720

平成27年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成26年 5 月16 日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 菅 野

滋

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

校 種 ・ 職		教 科 ・ 科 目	選 考 区 分				採用見込数
小 学 校 教 諭			一般選考	教職大学院修了見込者特別選考	現職教員特別選考	※身体障がい者特別選考	約100名
中 学 校 教 諭		国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭	一般選考				約50名
		英語	一般選考及び社会人特別選考				
特別支援学校	小学部教諭		一般選考				約25名
	中学部教諭	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭	一般選考				
		英語	一般選考及び社会人特別選考				

高 等 学 校	教 諭	国語、地理、数学、物理、化学、 生物、保健体育、音楽、書道、 家庭、家庭（調理系）、水産	一般選考			約25名
		英語、情報、電気、 建築（デザイン系）、看護	一般選考及び 社会人特別選考			
	助 教 諭	電気、建築（デザイン系）	一般選考及び 社会人特別選考			
養 護 教 諭			一般選考			約 5 名
栄 養 教 諭			一般選考			若干名
※身体障がい者特別選考		上記のすべての校種・職を対象に、一般選考、社会人特別選考、教職大学院 修了見込者特別選考及び現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は約 10名とし、校種・職ごとの採用見込数に含む。				

ス ポ ー ツ 特 別 選 考	高等学校保健体育の教諭を対象に、一般選考、社会人特別選考、教職大学院 修了見込者特別選考及び現職教員特別選考とは別に選考する。採用見込数は若 干名とし、高等学校の採用見込数に含まない。
-----------------	--

（注） 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

2 小学校及び特別支援学校小学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、第2志望としてそれぞれ特別支援学校小学部及び小学校を併願することができる。

3 中学校及び特別支援学校中学部の志願者で、両方の志願資格を有する者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ特別支援学校中学部及び中学校を併願することができる。

2 志願資格

（1）すべての志願者に共通する資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

（2）選考区分ごとの資格

イ 一般選考の志願者の資格

それぞれの校種の教諭の普通免許状^{*1}、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成27年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の家庭（調理系）の教諭を志願する者にあつては、高等学校家庭の普通免許状に加えて専門調理師又は調理師免許状を有する者又は平成27年3月31日までにこれらの免許を取得する見込みの者とする。なお、各普通免許状は、平成27年4月1日時点で有効なものとする。

また、高等学校の電気及び建築（デザイン系）の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者とする。

*1 特別支援学校小学部及び中学部においては、特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて当該学部の教諭の普通免許状

ロ 社会人特別選考の志願者の資格（(イ)及び(ロ)に該当する者。ただし、看護の志願者で看護の教員免許状を有しない者は(イ)及び(ハ)に該当する者）

(イ) 志願する教科・科目と関連する実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成27年3月31日現在）

(ロ) それぞれの校種の平成27年4月1日時点で有効な教諭の普通免許状を有する者又は平成27年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者

また、高等学校の電気及び建築（デザイン系）の助教諭の志願者にあつては、大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者

- (ハ) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5号第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校以上の学歴及び看護師の免許証を有する者。ただし、第二次選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。
- ハ 身体障がい者特別選考の志願者の資格（(イ)、(ロ)及び(ハ)のすべてに該当する者）
- (イ) 一般選考の志願者の資格と同じ
- (ロ) 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者
- (ハ) 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者
- ニ 教職大学院修了見込者特別選考の志願者の資格（(イ)及び(ロ)に該当する者）
- (イ) 一般選考の志願者の資格と同じ
- (ロ) 平成25年4月から教職大学院に在籍し平成27年3月に修了見込みの者で、平成24年度以降実施した山形県公立学校教員選考試験に合格した者。ただし、合格した校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職についてのみ志願できる。
- ホ 現職教員特別選考の志願者の資格（(イ)及び(ロ)に該当する者）
- (イ) 一般選考の志願者の資格と同じ
- (ロ) 平成27年3月31日時点で、本県以外において、志願する校種・教科・科目又は養護教諭・栄養教諭の職で、国立大学法人附属学校並びに公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の正式採用教員として、5年以上継続して在職している40歳未満の心身ともに健康な者。なお、正式採用教員とは期限を付さないで採用された者をいう。
- ヘ スポーツ特別選考の志願者の資格（(イ)、(ロ)及び(ハ)のすべてに該当する者）
- (イ) 一般選考の志願者の資格と同じ
- (ロ) 昭和44年4月2日以降に生まれた者
- (ハ) 高等学校卒業後、次に掲げる競技種目において、国際大会（オリンピック、世界選手権、アジア大会等）に日本代表で出場した者又は全国レベルの大会（日本選手権、国民体育大会、全日本学生選手権等）で3位以上の成績を収めた者。ただし、団体競技等にあつては選手として登録された者に限る。

【競技種目】

陸上競技、体操（競技・新体操）、野球（硬式）、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、サッカー、ソフトボール、バドミントン、柔道、剣道、水泳（競泳・水球・飛込）、スキー（アルペン・クロスカントリー・ジャンプ）、レスリング、ボクシング、フェンシング、ウエイトリフティング、自転車、ホッケー、アーチェリー、カヌー、スケート（スピード）

前記(1)の欠格条項について、虚偽の申告があつた場合又は助教諭以外で平成27年4月1日時点で有効な免許状を取得していない者は、選考結果を無効とし、採用を取り消すものとする。

3 出願手続**(1) 志願書等の用紙の配布**

平成26年5月16日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で配布する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は420円）をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)と(ハ)は切り離さないこと）

- (イ) 志願書
- (ロ) 受験票
- (ハ) 体育実技試験選択希望記入票（体育の実技試験が必要な志願者のみ）

(ニ) 受験者登録票

(ホ) 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、82円切手をはること。

- (ハ) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し
- (ト) 現職教員特別選考で受験する場合は「在職証明書」（厳封親展）
- (チ) スポーツ特別選考で受験する場合は「スポーツ特別選考調書」及び実績を証明できる書類の写し

なお、(ト)の「在職証明書」及び(チ)の「スポーツ特別選考調書」の様式は、山形県ホームページの「試験等情報」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、ダウンロードすること。

- ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封）

(ロ) 推薦書（厳封親展）

推薦書の様式は、第一次試験の合格者に送付するが、第一次試験の結果発表後に山形県ホームページの「試験等情報」→「山形県公立学校教員の採用について」と進み、ダウンロードすることができる。

(ハ) 志願者の資格要件の免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

(ニ) 返信用封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通

返信用封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、82円切手をはること。

- (3) 志願書等の受付期間及び提出先

受 付 期 間	受 付 時 間	提 出 先
平成26年 5月19日（月）から 同 5月30日（金）まで （土曜日及び日曜日を除く）	午前9時から 午後5時まで	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当

イ 出願は、郵送又は持参とし、封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援・小、特別支援・中、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。

ロ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成26年 5月30日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

4 選考の方法

- (1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験会場

期日	志 願 校 種 ・ 職	試 験 会 場
平成 26 年 7 月 26 日 (土) 及び 7 月 27 日 (日)	①小学校の教諭 ②特別支援学校小学部の教諭 ③中学校保健体育の教諭 ④特別支援学校中学部保健体育の教諭 ⑤高等学校保健体育の教諭（スポーツ特別選考を含む） ⑥栄養教諭	山形中央高等学校 山形市鉄砲町二丁目10番73号 (電話023(641)7311)
	①中学校音楽の教諭 ②特別支援学校中学部音楽の教諭 ③高等学校音楽の教諭	山形北高等学校 山形市緑町二丁目2番7号 (電話023(622)3505) ※7月27日の会場等については 7月26日に指示する。
	①中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭 ③高等学校の国語、地理、数学、物理、化学、生物、書道、英語、家庭、家庭（調理系）、情報、水産及び看護の教諭 ④高等学校電気、建築（デザイン系）の教諭及び助教諭 ⑤養護教諭	上山明新館高等学校 上市市仙石650 (電話023(672)1701)

ロ 試験科目及び内容

(イ) 集団討議（スポーツ特別選考を除く）

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

試験内容 志願 校種・職		筆記試験		実技試験
		教養等	教科・科目	
一 般 選 考	小 学 校 教 諭	教職教養・ 一般教養	小学校の全教科	・水泳（25メートル）※水中からのスタート ・器械運動（マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択）
	中 学 校 教 諭	同 上	出願した教科	○音楽 ・新曲視唱及び新曲視奏をすること ・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をすること（演奏譜は特に指定しない）また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、指揮をしながら歌うこと（伴奏なし） ・随意曲・・・歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること（ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可） - なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを 実技試験当日に提出すること（試験終了後返却） ○美術 当日指示するもの ○保健体育 ・水泳（50メートル） ・次の5領域から2領域選択 陸上競技、器械運動、球技（バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目）、武道（柔道、剣道のうち1種目）、ダンス ○家庭 当日指示するもの ○英語 英語による面接
	特別支援学校教諭	同 上	小学部は全教科、中学部は出願した教科	小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ
	高等学校	教 諭 助教諭	同 上	○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ ○書道 当日指示するもの ○英語 英語による面接 ○家庭及び家庭（調理系）当日指示するもの
	養 護 教 諭	同 上	養護に関する専門科目	当日指示するもの
	栄 養 教 諭	同 上	食育及び学校給食に関する専門科目	

社 会 人 特 別 選 考	小論文	出願した教科・科目 ○電気及び建築（デザイン系）にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。	○英語 英語による面接
教職大学院修了見込者特別選考	第一次選考試験を免除する。		
現 職 教 員 特 別 選 考	第一次選考試験において、「教職教養・一般教養」を「小論文」に代える。		
身体障がい者特別選考	原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。		
ス ポ ー ツ 特 別 選 考	「小論文」及び「面接」		

ハ 日程

選考区分		一般選考・身体障がい者特別選考		現職教員特別選考 社会人特別選考	スポーツ特別選考
志願校種・職		小学校 特別支援学校小学部	中学校 特別支援学校中学部 高等学校 養護教諭 栄養教諭		
日 時					
7月26日(土)	午前 8 時30分	開場（生徒昇降口）			
	午前 9 時	集合完了（受験会場）			
	午前 9 時10分から 午前10時30分まで	教職教養・一般教養		小論文	
	午前10時50分から 午後 0 時40分まで	教科・科目 (実技試験を課す教科は午後 0 時20分まで)			面接
	午後 1 時50分から 午後 5 時まで		実技試験 (実技試験を課す教科のみ)		
7月27日(日)	午前 9 時から	集団討議 実技試験	集団討議		
	午後 5 時まで	※27日の集合時刻については前日指示し、 詳細については当日指示する。			

7 月 26 日（1 日目）午後の実技試験の集合時刻については、志願する校種の教科・科目及び職ごとに当日指示する。

ニ 当日持参するもの

- (イ) 受験票
- (ロ) 筆記用具（三角定規、コンパスを含む）
- (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
- (ニ) 高等学校の電気、建築（デザイン系）及び情報の受験者は、関数電卓（プログラム機能付電卓は不可）
- (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの

- 小学校及び特別支援学校小学部……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（内履き）
- 保健体育……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴（武道を選択する者はその用具）
- 音 楽……………楽譜（随意曲の楽譜は提出）、楽器（ピアノ以外の楽器を使用する場合）
- 美 術……………鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩
絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗、実習衣
- 書 道……………毛筆用具一式（漢字・仮名用の大筆・小筆数本、墨液、半切用下敷を含む）、鉛筆、
30cm定規、消しゴム、黒色ボールペン
- 家庭及び家庭（調理系）……………実習衣
- 養護教諭……………実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験会場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

志 願 校 種	期 日	試 験 会 場
小学校及び 特別支援学校小学部	9 月17日（水）及び9 月18日（木） の2日間	山形県教育センター 天童市大字山元字犬倉津2515番地 （電話023(654)2155）
上記以外	9 月17日（水）又は9 月18日（木） のいずれか1 日	

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽の内容は、小学校5、6 学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1 曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1 曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作の内容は、当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、直定規、三角定規、コンパスとする。

5 選考試験結果の発表及び通知

(1) 第一次選考試験の結果発表は9 月4 日（木）午後3 時頃の予定。第二次選考試験の結果発表は10月8 日（水）午後3 時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

(3) 第一次選考試験の筆記試験、実技試験及び集団討議の得点と総合ランク、第二次選考試験の模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点と総合ランクを、各受験者あて通知する。したがって試験結果の口頭による開示は行わない。

6 配点、選考基準及び評価の観点

(1) 第一次選考試験の配点及び選考基準

試験内容 志願校種・職		筆記試験		実技試験	集団討議	満 点
		教職・一般教養	教科・科目			
○小学校 ○特別支援学校小学部		100点	100点	50点	50点	300点
○中学校 ○特別支援学校 中学部	実技試験を行わ ないもの		150点			300点
	実技試験を行う もの		100点	50点		300点
○高等学校	実技試験を行わ ないもの		300点			450点
	実技試験を行う もの		200点	100点		450点
○養護教諭			100点	50点		300点
○栄養教諭			150点			300点
○スポーツ特別選考		小論文150点、面接300点				450点

選考基準：筆記試験等の合計得点と集団討議の得点とにより選考

ただし、スポーツ特別選考は小論文及び面接の得点とにより選考

(2) 第二次選考試験の配点及び選考基準

試験内容 志願校種・職	模擬授業等	個人面接 1	個人面接 2	作 文	実技試験	満 点
○小学校 ○特別支援学校小学部	150点	150点	100点	50点	50点	500点
○中学校 ○特別支援学校中学部 ○高等学校 ○養護教諭 ○栄養教諭						450点
○スポーツ特別選考						

選考基準：第一次選考試験の得点及び第二次選考試験の得点を基準とし、適性検査結果、資格・免許等を総合的に勘案し選考

(3) 評価の観点

イ 集団討議及び個人面接では、「教師としての姿勢」「広い教養と豊かな感性」「高い倫理観」「教育への理解」等について評価する。

ロ 模擬授業等では、「構成力」「表現力」「対応力」等について評価する。

ハ 小論文及び作文では、「課題把握」「文章構成・表現」等について評価する。

ニ 実技試験では、「基本的な実技能力」「特技の程度」等について評価する。

7 留意事項

(1) 併願の場合を除き、2校種以上に志願書を提出した場合は、すべて無効とする。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考の者は除く）。

(3) 試験会場の建物内では、ＩＣレコーダーや携帯電話等、録音・録画・通信・通話のできる機器の電源を必ず

切ること。

- (4) 試験会場への自家用車での来場及び試験会場付近での送迎車の駐停車は禁止する。
- (5) 試験会場は敷地内禁煙とする。
- (6) 不明な点については、山形県教育庁総務課教職員室（電話023(630)2863又は023(630)2864）の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県ホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。<http://www.pref.yamagata.jp>

平成26年5月16日印刷
平成26年5月16日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部登
電話 山形 (631)2057 (631)2056